これから**どうなる**

介護保険

第3回

一定以上所得者の2割負担化

大阪社会保障推進協議会 介護保険対策委員

日下部　雅喜

政府が目論む介護保険の4大改悪のうち、「一定以上所得者の2割負担化」について考えます。

介護保険サービスは、制度開始の2000年から一貫して所得に関係なく一律「1割」の利用者負担で推移しています。介護保険以前の高齢者福祉制度によるサービスは、所得に応じた負担（応能負担）で、所得のない人は無料でサービスが利用できていました。介護保険制度では、サービスによる受益は同じという理屈で「応益負担」とし、所得がなくても必ず1割を負担しない限りサービスが利用できない仕組みとしてきました。

今回の見直しでは、利用者負担を、所得によって「2割負担」に引き上げるとしています（図1）。対象となる所得金額は「政令」で定めることになっていますが、高齢者人口の2割にあたる「合計所得160万円」以上の人々とされる予定です。在宅サービス利用者の15％（約60万人）、施設利用者の5％（約5万人）の人々の負担が一挙に最大2倍の負担増加になります。1割負担でも大きな負担となっているのに、もし2割となれば、必要であってもサービスが利用できない事態が引き起こされかねません。

また、年金収入だけでは足りずに預貯金を取り崩して生活をしている高齢者の暮らしをさらに悪化させることになります。政府資料では、「月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない」などとしていますが、現在の要介護度別の平均利用状況からすれば、在宅では、要介護5以外の平均的利用者は全て2倍の利用料負担となります。

さらに、医療保険の現役並み所得相当の人に対して、月額上限を3万7200円から4万4400円に引上げることも予定され、負担上限自体が大幅引上げになる人もいるのです。

根拠崩れた「2割負担」についての政府の説明

政府の説明は、2割負担について「相対的に負担能力のある一定以上の所得」を「合計所得金額160万円以上の者（年金収入額280万円以上）」（2014年2月厚労省資料）と説明してきました。＊1

その論拠は、「モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ負担可能な水準」（同資料）というものでした（図2）。

具体的には、夫の年金280万円、妻の年金79万円で合計359万円の世帯は、税・社会保険料を引いた使えるお金（可処分所得）は、307万円だが、「平均消費支出」は247万円なので、毎年60万円も余っている。したがって介護サービス利用料が2倍になっても「負担に耐え得る」というデータを示し、介護保険制度見直しを検討した審議会や国会議員に説明してきました。

しかし、高齢者の多くは年金収入だけでは足りず、預貯金を取崩しながら不足分を補っているのが実態です。総務省の家計調査でも全国平均で毎年63万円も不足し預貯金を取り崩しています（「高齢夫婦無職世帯の家計収支　2012年」）。60万円以上余るなどという政府資料はどう考えてもおかしいものでしたが、このデータを根拠にそのまま見直し案とされたのです。

国会審議で暴露された統計データの〝ペテン的利用〟

参議院厚生労働委員会で、小池晃議員（共産）は、総務省の家計調査のデータをもとに、政府（厚労省）の統計データのゴマカシを指摘しました（図3）。

厚労省が「余裕があり2割負担が可能」との根拠となった「消費支出247万円」の階層の世帯の平均可処分所得は、197万円に過ぎず（図3のB）、モデル世帯（図3のA）の可処分所得（307万円）より110万円も低いことを指摘し、わざわざ高い階層のデータを使っていることを指摘しました。厚労省の「モデル世帯は60万円の余裕」があるというのは根拠のないねつ造というべきものです。

田村厚生労働大臣（当時）は、この指摘に対し、「60万円余裕があるような見え方になってしまったが、この60万円は撤回する」と資料の撤回を表明したのです。そして「やりくりしていただければ負担可能」と言い換える資料に差し替えました。「やりくりすれば負担できるはず」とは、高齢者世帯の消費支出を大幅に切り下げてでも介護サービス利用料の2倍化に耐えよ、と言っているに等しい暴論です。

現在でも、年金の連続切り下げ、消費税増税、介護保険料・医療保険料の引き上げなど、高齢者の生活は「やりくり」に追われています。また、厚労省がモデルとする世帯（年収359万円・無職高齢夫婦世帯）の収入階層でも、預貯金を取り崩して生活しており、そのような「やりくり」などできないことは明白です。

許されない政令での〝線引き〟と求められる軽減策

改悪介護保険法では2割負担の対象となる所得金額について「政令で定める」としています。政府案の「合計所得160万円以上（年金収入280万円以上）」は、医療保険が「現役並み所得」としている「収入383万円以上」と比べても著しく高く、預貯金を取り崩しているような階層を数多く含んでしまいます。国会審議で「負担可能」という根拠資料がなくなった以上、このような〝線引き〟政令は断じて許されません。

（つづく）

＊1「所得」とは、収入額から必要経費を差し引いたものを言います。控除」を差し引いた額が「所得額」になります。
所得＝収入－経費年金。所得160万円＝年金収入280万円－公的年金控除120万円。
収入の場合は「公的年金

図1　所得によって利用者負担を2割に

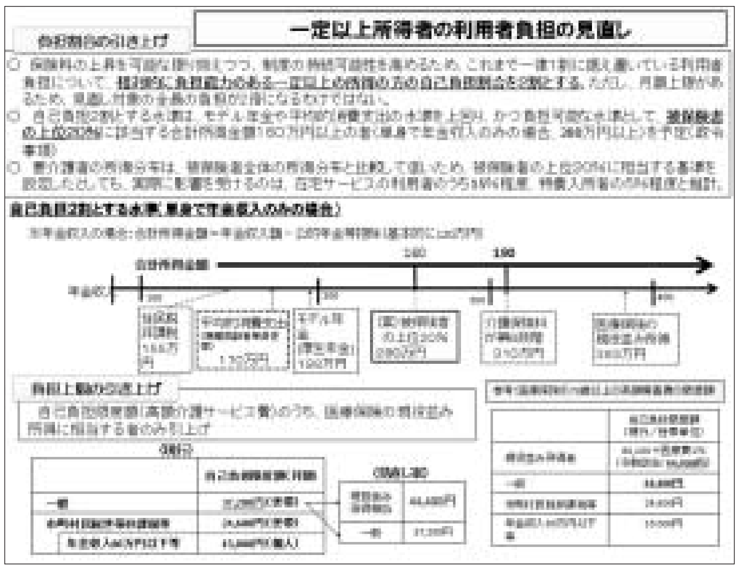

厚生労働省資料

図2　当初、政府はこのモデルを基に「2割負担は可能」と説明

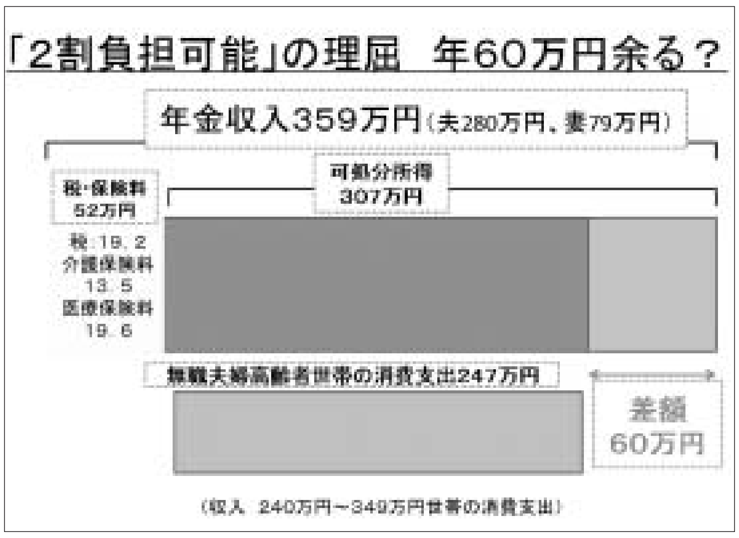

図3　「消費支出247万円」階層世帯の平均可処分所得は197万円（B）に過ぎず、国が示したモデル（A）より110万円低い

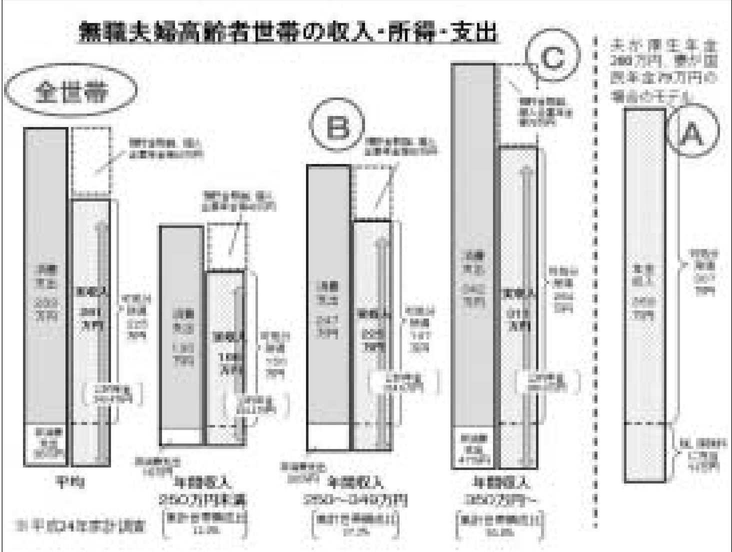

日下部氏の著書
好評発売中

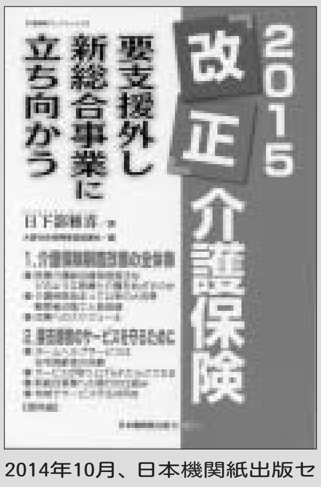

2014年10月、日本機関紙出版センター発行、本体1,200円＋税

市民公開
上映会

望郷の鐘
満蒙開拓団の落日

『日本の中国侵略戦争で多くの犠牲者を出した満蒙開拓団の悲劇を題材にした劇映画です。

日　時　11月29日（土）
　　　　①午後2時30分～②午後5時～
会　場　保険医協会「M＆Dホール」
費　用　前売り券500円（当日券1,000円）
申込み　FAX（06-6568-2389）で、氏名、連絡先、希望鑑賞時間、枚数を記入の上、担当・足立まで
主　催　大阪府保険医協会

「大阪・先人の足跡をたどる」連載100回記念行事中止のお知らせ

11月30日（日）に予定しておりました「大阪・先人の足跡をたどる」連載100回記念行事『リトル沖縄と新田開発の歴史』は諸般の事情のため、開催を中止致します。ご了承ください。

新聞部